

## 重要事項説明書(団体契約用)

# ご加入内容の確認事項

### ～ お申込みいただく前にご確認いただきたい事項 ～

本確認事項は、ご加入いただく保険がお客さまのご希望を満たした内容となっていること、加入依頼書の内容が正しく記載されていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが、重要事項説明書やパンフレットを参照しながら、以下の事項について再度ご確認のうえ、ご加入いただけますようお願いいたします。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

#### 【ご確認いただきたい事項】

- この保険はお客さまのご意向を推定(把握)のうえご案内しています。ご加入内容が以下の点でお客さまのご意向に合致しているか、よくご確認ください。
  - 補償の種類(保険種類・補償する事故の範囲)
  - 補償の内容(保険金の種類、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など)・特約の内容
  - 保険金額(契約タイプ)
  - 保険期間
  - 保険料・払込方法
  - 被保険者の範囲
- 加入依頼書に記載された被保険者の「氏名」「職業職種」等に誤りがないかご確認ください。
- 重要事項説明書の内容にご不明な点がないかご確認ください。

## お申込みいただいた後は・・・

●**ご家族の方にも保険の加入内容についてお知らせください《代理請求制度について》**

この保険では、被保険者(保険の補償を受けられる方)が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がない場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居または生計を共にする配偶者の方等が、その事情を示す書類により共栄火災に申請いただき、共栄火災の承認を得ることで、被保険者の代理請求人として保険金を請求することができます。

万が一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していること、および加入している保険の概要(保険会社名、お支払いする保険金の種類など)をお伝えいただけますようお願いいたします。

### 万一、事故にあわれたとき

万一、事故にあわれたときは次のことがらにご注意いただくとともに、すみやかに取扱代理店または引受保険会社(共栄火災)にご連絡ください。

夜間・休日の場合には、共栄火災「あんしんほっとライン」<通話料無料**0120-044-077**>をご利用ください。

**【賠償責任保険金】** 賠償事故が発生した場合には、事故の処理について引受保険会社にご相談ください。事前に保険会社の承認を得ず賠償金をお支払いになった場合には、その一部あるいは全部について保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

(ご加入の際の注意)ご加入の際には加入依頼書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。

## 保険金をお支払いする場合

**【傷害保険】**  
急激かつ偶然な外来の事故(注1)によりケガ(注2)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、または身体に後遺障害が生じた場合に保険金をお支払いします。  
死亡：死亡・後遺障害保険金の全額(すでに支払った後遺障害保険金がある場合は死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を差し引いた額をお支払いします。)  
後遺障害：後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%(保険期間を通じて合算して死亡・後遺障害保険金額が限度になります。)  
(注1)急激かつ偶然な外来の事故とは…下記3項目をすべて満たす場合をいいます。  
○急激性=突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと  
○偶然性=事故発生が予知できない、意思に基づかないもの  
○外来性=身体の外からの作用によるもの  
<上記3項目に該当しない例>日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性的関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛(反復性の原因によるもの)、疾病などは「急激かつ偶然な外来の事故によるケガ」に該当しないため、保険金支払の対象となりません。  
(注2)「ケガ」には、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒やウイルス性食中毒を含みません。すでに存在していた身体の障害や病氣(骨粗しょう症を含みます。)の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金(保険金額等に割合を乗じて算出します。)をお支払いします。(ケガの原因が病氣のみに起因する場合は保険金支払の対象となりません。)

**【住宅内生活用動産保険金】**  
国内において被保険者(保険の補償を受けられる方)の居住の用に供される住宅内に所在する生活用動産が偶然な事故により損害を被った場合、被害物の時価を基準に算定した損害額から1回の事故につき3,000円(自己負担額)を差し引いた額を住宅内生活用動産保険金額を限度にお支払いします。他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。

**【借家人賠償責任保険金】**  
国内の賃貸住宅に入居されている被保険者(保険の補償を受けられる方)が事故(火災・破裂・爆発)により加入者証記載の被保険者住所の建物の戸室に損害を与え、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担した場合に借家人賠償責任保険金額の範囲内で保険金をお支払いします。他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。

**【お支払いする内容】**  
●損害保険金 ●弁護士への報酬や訴訟の費用 ●賠償事故解決のための協力費用 …など

**【修理費用保険金】**  
国内の賃貸住宅に入居されている方が、次の事故などで加入者証記載の入居戸室に損害が生じたことにより、貸主との契約に基づき自己の費用で修理をした場合に保険金をお支払いします。(1)火災・落雷・破裂・爆発(2)外部からの物体の落下、飛来、衝突など(3)騒じょう、労働争議(4)給排水設備に生じた事故に伴う漏水、水漏れなど(5)台風、暴風雨、なだれ、豪雪など(6)盗難  
他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。

**【個人賠償責任保険金】**  
国内・国外を問わず、本人およびご家族(配偶者、ご本人またはその配偶者の同居のご親族および別居の未婚のお子さまをいいます。)、が、日常生活またはご本人の居住の用に供される住宅の所有・使用もしくは管理に起因する偶然な事故により、法律上の損害賠償責任を負担した場合に個人賠償責任保険金額の範囲内で保険金をお支払いします。他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。

**【お支払いする内容】**  
●損害保険金 ●弁護士への報酬や訴訟の費用 ●応急手当・緊急措置に要した費用 ●賠償事故解決のための協力費用 …など

## 保険金をお支払いできない主な場合

**【共通】**  
■地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害

**【傷害保険】**  
■ご加入者、被保険者の故意または重大な過失によるケガ  
■けんかや自殺、犯罪行為を行うことによるケガ  
■自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ  
■脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ …など

**【住宅内生活用動産保険金】**  
■ご加入者・被保険者の故意または重大な過失による損害  
■置き忘れ、紛失  
■自然の消耗、かび、変色  
■擦り傷、塗装のはがれ等単なる外観の損傷  
■楽器の弦(ピアノ線を含む)の切断 …など

**【借家人賠償責任保険金・修理費用保険金】**  
■ご加入者、被保険者の故意による損害  
■借主(被保険者)が貸主と損害賠償に関する特別な約定を締結している場合に、その約定によって加重された賠償責任による損害(借家人賠償責任保険金)  
■戦争、内乱、暴動等による損害 ※テロ行為による場合は補償の対象となります。  
■借主(被保険者)の心神喪失によって借用戸室を損壊させた場合の損害(借家人賠償責任保険金)  
■借用戸室の改築、増築、取り壊し等の工事に起因して借用戸室を損壊させた場合の損害。ただし、借主(被保険者)が自己の労力をもって行った仕事による場合は保険金を支払います。(借家人賠償責任保険金)  
■借主が借用戸室を貸主に返還した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任(借家人賠償責任保険金)  
■核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性等による事故 …など

**【個人賠償責任保険金】**  
■ご加入者、被保険者の故意による損害  
■被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任  
■職務遂行に直接起因する損害賠償責任(被保険者がゴルフの競技または指導を職業としていない場合、職務としてのゴルフは補償の対象となります。)  
■もっぱら被保険者の職務の用に供される動産または不動産(住宅の一部がもっぱら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。)および住宅以外の不動産の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任  
■戦争、内乱、暴動等による損害賠償責任 ※テロ行為による場合は補償の対象となります。  
■航空機、船舶、車両(原動力がもっぱら人力によるものを除きます。)、銃器(空気銃を除きます。))の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 …など

このチラシは「安心生活総合補償保険」の概要を記載したものですので、詳しくは表面の取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、添付の重要事項説明書をご一読ください。



# 追加でご加入いただけます

# 火災共済のセット補償

(安心生活総合補償保険)

団体割引 **25%**

### 家財の補償 (住宅内生活用動産)

盗難などに備える

保険金	保険金額	年額保険料 (職種区分A) <sup>(注)</sup>
死亡・後遺障害保険金	10万円	<b>4,950円*</b>
<b>住宅内生活用動産保険金</b>	<b>30万円</b> (自己負担額3,000円) 乗車券等、運賃、小切手の場合-5万円(自己負担額3,000円)	

●補償の対象とならない主なもの…原動機付自転車・動物・植物・有価証券・印紙・切手・稿本・設計書・義歯・コンタクトレンズ・眼鏡・自動車・自転車・携帯電話・ノート型パソコンなど  
※団体割引25%適用(被保険者数が5,000名以上の場合の割引率)

### 借家人賠償責任補償

大家さんに対する補償

保険金	保険金額	年額保険料 (職種区分A) <sup>(注)</sup>
死亡・後遺障害保険金	10万円	<b>2,010円*</b>
<b>借家人賠償責任保険金</b>	<b>700万円限度</b>	
修理費用保険金	100万円限度 (1事故につき自己負担額3,000円)	

※団体割引25%適用(被保険者数が5,000名以上の場合の割引率)

### 個人賠償責任補償

示談交渉サービス付き (国内のみ)

他人に対する補償

保険金	保険金額	年額保険料 (職種区分A) <sup>(注)</sup>
死亡・後遺障害保険金	10万円	<b>790円*</b>
<b>個人賠償責任保険金</b> (賠償事故解決特約付)	<b>1億円限度</b>	

※団体割引25%適用(被保険者数が5,000名以上の場合の割引率)  
<示談交渉サービスについて>  
<国内の事故に限り、損害賠償に関する示談交渉サービスを行います。示談交渉サービスのご利用にあたっては、被保険者(個人賠償責任の補償を受けられる方)および被害者の同意が必要となります。この補償の対象となる事故に限り、賠償責任額が明らかに個人賠償責任保険金額を超える場合または被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合は示談交渉サービスを受けられません。>

(注)被保険者のご職業が職種区分A(主婦、学生、事務従事者、販売従事者など)の場合の保険料となります。被保険者のご職業が職種区分B(農業作業、林業作業、漁業作業、探鉱・採石作業、自動車運転者(助手を含みます。))、木・竹・草・つる製品製造業者、建設業者)の場合は保険料が異なりますので、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

お問い合わせは  
取扱代理店：(有)西宮協同サービス 〒662-0914 西宮市本町 5-33 TEL 0798-26-4677  
引受保険会社：共栄火災海上保険株式会社  
神戸支店 尼崎営業所 〒660-0877 尼崎市宮内町 2-43 (尼信出屋敷ビル4F) TEL 06-7220-3444

保険契約者は  
**西宮市民共済生活協同組合**  
**0120-24-9431**  
<営業時間> 9:00～17:30(土曜日は17:00まで、日曜日・祝日休業)  
ホームページもご利用ください。

(2023.11) [パンフレット裏面につづく▶](#)

